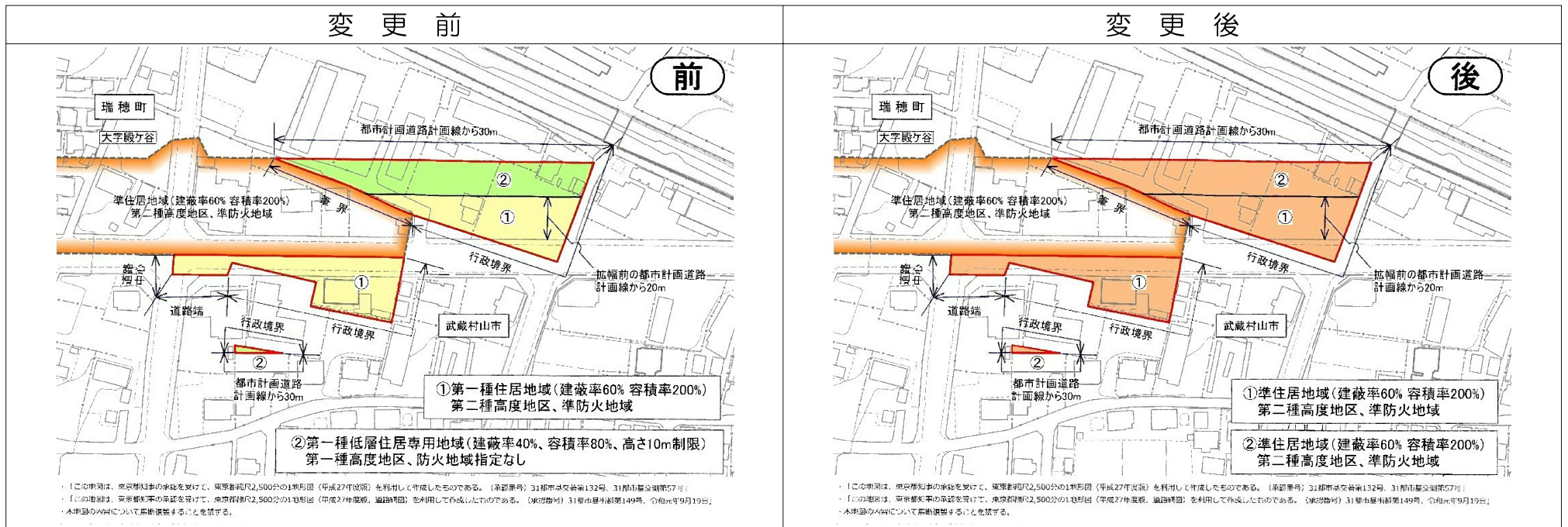


# 新青梅街道沿道地区の都市計画変更について

町では、新青梅街道（立川都市計画道路3・2・4号）の拡幅再整備に伴い、主要幹線道路沿道にふさわしい土地利用を進めるため、令和2年2月4日付けで、下図①及び②の土地を新青梅街道沿道地区地区計画の区域に編入し、あわせて用途地域等を変更しました。今後、この区域内で建築物の建築等を行う場合は、行為着手の30日前までに、町へ地区計画の届け出が必要になります。



## 【告示年月日及び告示番号】

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| • 地区計画（新青梅街道沿道地区計画） | 令和2年4日瑞穂町告示第27号 |
| • 用途地域              | // 第28号         |
| • 高度地区              | // 第29号         |
| • 防火地域及び準防火地域       | // 第30号         |

## 新青梅街道沿道地区地区計画の規制内容について

今回、地区計画区域に編入した区域（用途地域などを変更した区域）で建築物の建築などを行う場合は、町への届け出が必要になります。（建築確認申請前で、かつ、行為着手の30日前まで）

都市計画決定（当初）	平成 29 年 3 月 31 日 瑞穂町告示第 61 号
都市計画変更	令和 2 年 2 月 4 日 瑞穂町告示第 27 号
名 称	福生都市計画地区計画 新青梅街道沿道地区地区計画
位 置	瑞穂町大字武蔵、大字石畑字二本榎、字砂前、大字殿ヶ谷字榎内川添及び字砂前川添各地内
面 積	約 7.3ha
建築物の用途の制限	ホテル又は旅館は、建築してはならない。
建築物の敷地面積の最低限度	130㎡ ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 本地区計画の決定告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、この規定に適合しないもの (2) 本地区計画の決定告示日以降において、公共施設の整備等により土地が減少し、この規定に適合しないこととなるもの。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及びその他の敷地境界線までの後退距離は、0.5m以上とする。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 壁面の後退距離に満たない部分にある外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 物置その他これらに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの (3) 自動車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの
建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限	(1) 広告塔、広告板及び案内板の表示面積（裏面及び側面は含めず。）は、7㎡以下でなければならない。ただし、建築物の壁面から突出するものについては、5㎡以下とする。 (2) 本地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板を設置してはならない。 (3) 屋根、外壁等及び屋外広告物、工作物等については、刺激的な色彩・装飾を避け、周辺環境に調和した落ち着いたものとする。
垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさく（門柱を除く。）の構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、高さ1.0m以下のコンクリートブロック造、石積等及び法律等により設置が義務づけられたもの、又は町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
緑化のルール (土地の利用に関する事項)	緑豊かで潤いのある街並み形成を目指すため、敷地内においては景観に配慮した緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化、壁面緑化にも努める。

### 【お問い合わせ先】

瑞穂町都市整備部都市計画課計画係  
電話（直通）042-557-0599